

2019年4月9日 社団法人日本記者クラブ会見

東京国際大学 小田切 紀子教授

小田切紀子です。子供の心理を専門にしております、その立場から今日は3つの話をしたいと思います。

1つはその子供にとって親の別居離婚がどういう体験になっているのかということ。それから2つ目は今も2人の方からお話があったように、子供が親から引き離されるという体験はトラウマでありこれはもう児童虐待に該当するんだということ。そして3番目、よく日本の家庭裁判所では子供が会いたくないと言っている。子供は別居親と会いたくないと言っている。そういった子供の意思を元にして、監護権の指定であったり、面会交流を決めることが多いわけですがけれども、その場合の子供の意思の扱いについて、以上3点についてお話ししたいと思います。

まず子供にとっての親の別居離婚ですけれども、親というのは子供にとっても深い心の絆を形成した本当に大事な愛着の対象であってかけがえのない存在なわけですね。親の別居離婚、これは本当に親の都合です。それによってどちらかの親と別れる体験というのは本当に大きな悲哀を伴う体験であり、加えて別れるに至るまでの家の中の緊張感であるとか時には両方の親の親戚であるとか祖父母を巻き込んでの諍い、そういった感情の対立にも巻き込まれて本当に辛い体験をする。そして一方の親によって連れ去られることによって、住み慣れた家であるとか地域であるとかお友達であるとか幼稚園や学校、そういったものを突然失わなくてはいけないという子供にとってはほんとその後の人生にわたって何十年にもわたる大きなネガティブな体験を伴うんだということです。数多くの心理学や精神医学の研究が、人間はその心理的なストレスの状態に置かれ、それが継続して日常的にそういうものにさらされると誰でも心身に大きな不調をきたすんだということ。それは子供でもそうなんだということ。医食住が満たされているだけでは全く不十分なわけです。子供ってというのはやっぱり情緒的に安定した親の下で、親の愛情あるコミュニケーションの下で精神的に健全に発達していくことができます。子供ってというのは大人とは違って、外で気晴らしをしたり、外に誰かサポートを求めたり、そういうことができないわけですね。ですから、そういう辛い体験というのは本来であれば親が支えてくれて、ハグしてくれたり、受け止めてくれるわけですね。ところがこういった状況に置かれては、その親の不機嫌な態度であるとか、時にはその両親間の諍いに巻き込まれてしまって、子供は辛い気持ちを自分の心の中にグッと押し込めていかなくちやいけないということ。そのことが子供にどのような心理的なダメージがあるかというのは想像に簡単なわけで、自己肯定感、自分に対する自信ですよね。それがもうなくなりますし、人を信じることができなくなりますし、学校の成績も低下していきますし、社会適応、学校、それから就職した後の企業の適応、アルコールやド

ラッグの問題、そういったことが起きるといことが海外の研究でも日本の研究でも実証されています。もう 100 近い研究のデータがこれらを実証しているわけですね。今こういった実証を元に、海外では離婚した後も子供が両方の親と関わるのが大事なんだっていうことで共同親権であったり、離婚後の二人で子育てをしようという政策を取り入れているわけです。

そして 2 番目に、子供の連れ去りですけれども、今からのお話のとおり、非常にトラウマ体験になり、そしてそれは PTSD を発症して、そしてこれは明らかに子供にとって児童虐待に該当するということです。このことを日本の行政であるとか、司法は理解することが必要になっていくと思います。今散々子供の利益ということがでてきていますけれども、子供の利益っていうものの大事なポイントは、将来に向けて子どもの人間関係の安定を図ることなんですね。ですので将来的にその一方の親と子供の人間関係が断絶されるって言うこと。これは断じて避けなくてはいけないことであり、これは児童虐待の情緒的虐待に該当することです。この辺をやっぱりきちんと明記するべきだと思います。

3 点目。子供の意思表示ですけれども、今の家事手続法が変わりまして、子どもに関する別居離婚問題に関しては、子供の意思を聞こうという事が決められるようになりました。これは児童の権利条約でも、子供の意思表示の権利ということで謳われております。もちろんこれは大事なことです、その前にやっぱり子供はきちんと情報を与えられるべきなんですね。現状では同居してる親（一方の親）或いはその祖父母からの一方的な情報しか与えられていない。その状況で子供はどうしたい、どう思うって言うことを聞かれて、それを元に例えば家庭裁判所であれば報告書などが書かれているということ。つまり不十分な情報しか与えられていない状況で、子供は意思表示をさせられているということなんですね。子供は知る権利があります。ですので意思表示をする前に中立的な第三者の立場の者が、子供に関わる重大なことについて教える・報告するということが必要です。これは例えば中立的な立場っていうのは、今日本では子供の代理人ですね。子供の手続き代理人、弁護士ですけれども、そういった方がついております。そういった方でも良いと思いますし、私のようなサイコロジストでも良いと思います。海外ではこういったことがきちんと制度化されています。ですので、こういう問題が起きた後すぐに裁判所なりなんなりがそういう子供の中立的立場に立って、子供にずっと付き添って子供に必要な情報を与えていく、心身ともにサポートしていく、そういう人が必要になると思います。

以上を纏めますと、毎年 22 万人以上の子供が親の離婚を経験しており、その 2/3 は別居親に会えていないんですね。離れて住む親に会えていないんですね。そしてその子供達は、今言ったような心理的な影響を受けているということ、これはもうあの **public Health**、公衆衛生の問題ではないかってふうに私は思っております。ですので、大人達は頭と心を使ってこの問題を解決していかなくてはならないそう思っております。